

保護者の皆様
学生の皆様

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時奨学金 要項

城西大学・城西短期大学

1. 目的

城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対し、臨時奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、オンラインによる講義を始める上で必要となるパソコン・タブレット端末等の情報機器の確保、インターネットの通信環境の構築、通信費用の補助などの経済的支援を行うことにより、学生が学修に専念できる環境の整備を図ることを目的とする。

2. 給付金額

一律 50,000 円（返還の義務なし）

3. 給付時期

5月下旬 給付開始予定

4. 受給資格

本学に5月1日現在で在籍している、大学院生・学部生・短期大学生・別科生で、5月11日からの授業科目を履修する予定の者。

注1) 外国人留学生は対象となりますが、国外在住者にあつては日本入国後に給付します。

注2) 休学者は対象となりますが、復学後に給付します。

注3) 科目等履修生、研究生、交換留学生は対象となりません。

注4) 受給者は所属学部等を通じて奨学金の給付を辞退することができます。

5. 給付方法

保護者宛に振込依頼書を送付 ⇒ 振込依頼書の返送 ⇒ 給付額を一括して5月下旬から順次振込

※臨時奨学金は学生の学習環境整備を図ることを目的とした奨学金です、振込先は学生本人の口座番号をご記入ください。

6. その他

学納金を未納入のまま退学した場合や奨学金の給付を受けるに当り不適切な事由が生じた場合は、既に給付した奨学金の全額又は一部を返納させる場合があります。

給付時期については変更になる場合があります、詳細は大学HPで確認してください。

以上